手続名	担当課・係(連絡先)
特別療養証明書の交付手続	保険年金課(049-251-2711 内線314)
手続説明	必要書類
・概要 日雇特例被保険者(健康保険法第3条第2項)又はその被扶養者となった場合において、資格喪失前から引き続き病院等にかかり療養の給付等を受ける場合に必要な特別療養証明書を交付します。 ・要件 日雇特例被保険者(健康保険法第3条第2項)又はその被扶養者 ・提出期限 事由が発生した日から原則として14日以内	・マイナンバー確認書類と本人確認書類

**出張所での取扱い** なし 木曜延長・休日開庁の取扱い あり